毎月1・11・21日発行
9/1
令和6年(2024)
No.2341

広報 しながわ Shinagawa

Shinagawa City 品川区

児童相談所開設特集号

掲載記事は8月22日時点の情報です。
●本紙に記載の電話番号は、市外局番(03)を省略しています。
品川区ホームページ

発行／品川区　編集／戦略広報課　〒140－8715　品川区広町2－1－36　☎3777－1111(代表)　Fax5742－6870(戦略広報課)　https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/

品川区児童相談所
10月1日(火)オープン！

～子どもの笑顔を みんなでつなぐまち・しながわ～

児童相談所は、原則18歳未満の子どもに関する相談に応じ、子どもや家庭に適切な援助を行うことで、子どもの福祉と権利の保障、最善の利益の実現をするために設置される専門の機関です。

東京都が行っている相談に関する事務が10月1日から品川区に移管され、専門職員が問題解決に必要な援助や指導、措置を行います。

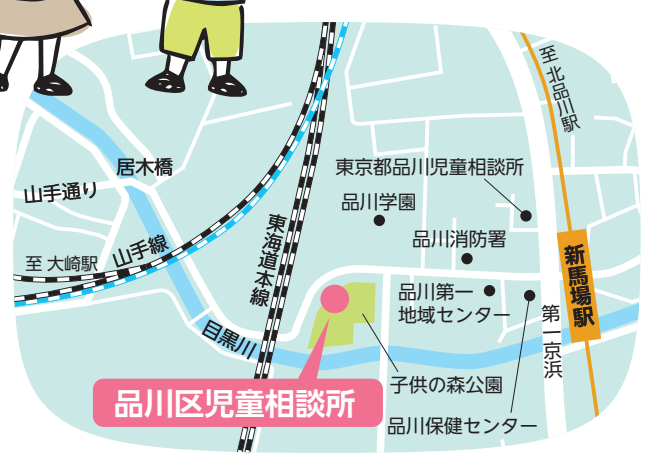

所在地／北品川3－10－9
(新馬場駅北口徒歩約8分、大崎駅南口徒歩約15分)
開所日時／月～金曜日午前8時30分～午後5時
※祝日、年末年始を除く。

東京都品川児童相談所とお間違いないようご注意ください

問い合わせ　児童相談課(☎6712－8261 Fax6712－8273)

児童相談所がより身近で密接に

これまで東京都品川児童相談所が品川・目黒・大田区を管轄していましたが、品川区児童相談所を開設することで管轄区域が品川区のみに限られるため、機動力が高まります。また、東京都と品川区という二重構造の関係がなくなり、意思決定を品川区で完結できるようになり、虐待対応が迅速になります。さらに、保健機関・保育園・学校などの関係部署が区の機関であるため、密な連携ができるなど、大きな変化となります。

区では、児童相談所が区民にとってより身近な存在となるだけでなく、地域とも密接につながるよう取り組んでいきます。

問い合わせ 児童相談課（☎6712－8261 Fax6712－8273）

こんなことが相談できます

品川区児童相談所はプライバシーに配慮しています

待合室
プライバシーに配慮したデザインのベンチで、子ども連れでも安心して利用できます。

相談室
プライバシーに配慮した個室空間であり、明るい色調で落ち着ける部屋です。

相談はこちらへ
品川区児童相談所 ☎6712－8261（代表）
※10月1日から受け付け。

～子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ～

相談から支援の流れ

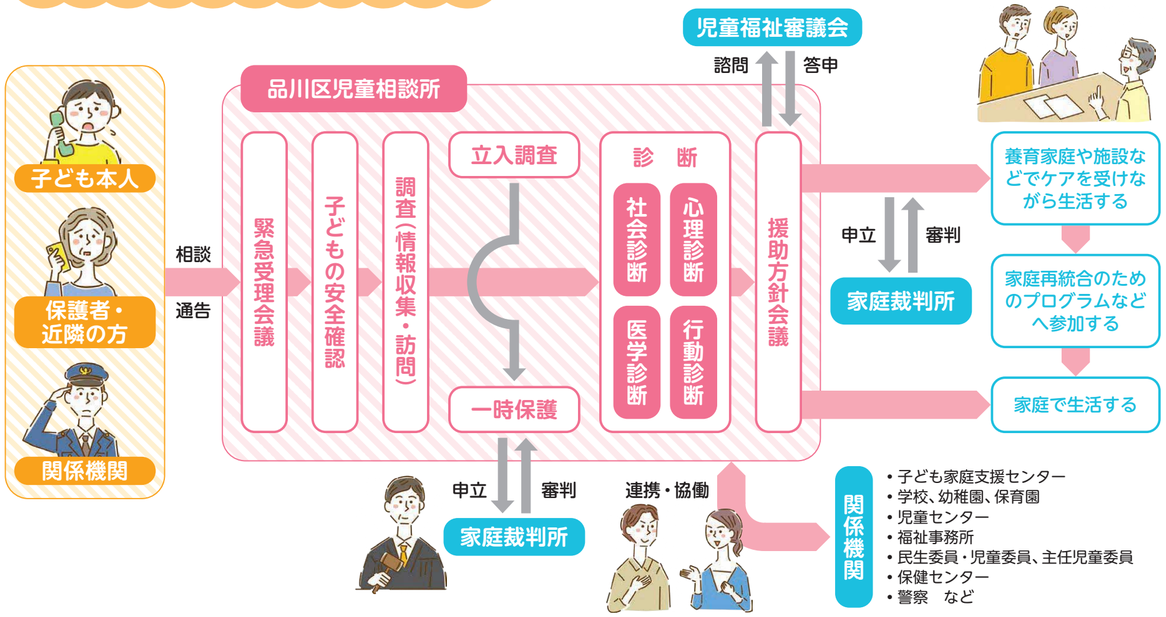

「虐待かも」と思ったら、迷わずご連絡を！

児童虐待は4つに分類されます

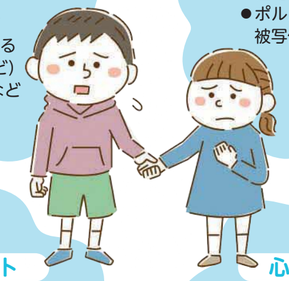

身体的虐待
- 殴る、蹴る、たたく
- 激しく揺さぶる
- 家の外に締め出す
- 身体に苦痛を与える（長時間の正座など）

など

性的虐待
- 子どもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィの被写体にする

など

ネグレクト
- 家から出さない
- 食事を与えない
- 不潔にする
- 自動車の中に放置する
- 病院に連れて行かない

など

心理的虐待
- 言葉で脅す
- きょうだい間で差別的扱いをする
- 無視をする
- 子どもの目の前で家族に暴力をふるう

など

少しでも気がかりなことがあったら迷わずご連絡ください

児童相談所虐待対応ダイヤル
189（いちはやく）
24時間365日（無料）

10月1日から
しながわ見守りホットライン（児童虐待）
0120－726－628
24時間365日（無料）

（相談・通告は匿名でもできます。通告した方の秘密は守られます。）

里親になりませんか

子どもは、あたたかい家庭で愛情に包まれながら育つことが望ましいですが、親の病気や虐待などで親と一緒に暮らせない子どもがいます。「里親制度」は、こうした子どもを家族の一員として家庭に迎え入れ、公的な責任のもとで育てる、児童福祉法に基づいた「子どものための制度」です。

里親をめざす方が安心して子どもを養育できるよう、児童相談所は様々な場面で支援を行います。詳しくは、品川区児童相談所へお問い合わせください。

❺ 里親委託
児童相談所が委託の決定を行います。

里親認定・登録から委託までの流れ

❶ 相談、研修
里親制度に関する説明会や講義、実際に子どもとふれあう研修を行います。

❷ 家庭訪問、面接
ご家族がおそろいのときに家庭訪問や面接を行います。

❸ 認定登録
児童相談所の審査を経て里親として認定・登録します。

❹ 子どもとの交流
日帰りの外出や宿泊などで交流します。

「愛の手帳（療育手帳）」の窓口が変わります

「愛の手帳」とは、知的障害のある方が各種サービス（手当や制度など）を利用するために交付される手帳です。
18歳未満の方の「愛の手帳」の申請や更新の手続きは、10月1日以降、品川区児童相談所で行います。
※18歳以上の方の手続きは、東京都心身障害者福祉センター（新宿区神楽河岸1－1☎3235－2946）で行います。

「品川区児童相談所」の開設に向けて

平成28(2016)年の児童福祉法改正により、特別区が児童相談所を設置することができるようになりました。

10月1日にオープンする品川区児童相談所では、子どもがいる家庭のあらゆる相談に対して、子どもの権利を尊重した支援を行い、“こどもまんなか”の地域社会の実現をめざします。

児童相談所の主な取り組み

- 子ども自らが自身の相談支援について、意見・意向を表しやすい体制づくりを図ります。
- 一時保護所＊での生活において、意見箱や子ども会議、退所時アンケートなど、子どもが自由に意見や要望を表すことができる環境づくりを徹底します。
- 一時保護所が子どもたちにとってより良い生活の場となるよう、第三者評価を実施します。

＊保護を必要とする子ども(おおむね2～17歳)を一時的に預かり、生活状況を把握しつつ、適切な援助を判断する施設です。

品川区児童相談所マスコットキャラクター

がるるん

児童相談所に隣接する子供の森公園で生まれた「こどもりザウルス」のがるるん。子どもの笑顔がつながるまちを夢見て、子どもたちを見守っています。

がるるんは、児童虐待防止の推進や里親制度の啓発などの広報活動を行っていきます。子どもにとってわかりやすく親しみやすい児童相談所をめざします。

16の事務が都から移管されます

区が児童相談所を設置することに伴い、これまで都が行っていた16の事務は、10月1日から区に移管されます。

事務の内容など詳しくは、区ホームページをご覧ください。

区ホームページはこちらから

“こどもまんなか”を応援！

みんなで守ろう！子どもの権利

区では、こども家庭庁の「子どもたちにとって何が最もよいことかを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現する」といった“こどもまんなか”の趣旨に共感・賛同し、“こどもまんなか”を応援しています。

“こどもまんなか”を考えるうえで大切なことの中に、「子どもの権利」があります。日本でも、子どもの基本的人権を国際的に保護するために、世界中の全ての子どもたちがもつ権利を定めた「子どもの権利条約」に同意しています。子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。

差別のないこと

国のちがい、性のちがい、どんな意見をもっているか、障害があるかないか、お金もちかどうか、親がどんな人か、などによって差別されません。

子どもにとって最もよいこと

子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

命を守られ成長できること

健康でいることができ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育などを受けることが保障されます。

意味のある参加ができること

子どもは自分に関係のあることについて自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考え対応します。

子どもは大人と同じように権利の主体です。子どもの権利を守るためには、子どもたちにとっての最善を常に考える必要があります。次代の社会を担う全ての子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、その権利を守らなければいけません。

問い合わせ 児童相談課(☎6712－8261 Fax6712－8273)

古紙を配合した再生紙を使用しています